

甲武信ユネスコエコパークデジタルスタンプラリー開催業務委託  
企画提案募集要項

令和6年6月11日

甲武信ユネスコエコパーク推進協議会

## 1 業務委託の目的

甲武信ユネスコエコパークは、甲武信ヶ岳、金峰山、雲取山等の日本百名山に挙げられる山々が連なる奥秩父主稜を中心に、荒川、多摩川、富士川（笛吹川）、信濃川（千曲川）源流部及びその周辺地域である。この地域は、山岳や森に加えて御岳昇仙峡等の溪谷が、四季折々に彩りを変える日本的で素朴な美しい自然に恵まれており、首都圏近郊にありながら、連続性があり、生物多様性に富む、貴重な生態系が広く保全されている。

令和6年6月19日にユネスコエコパーク登録から5年を迎えることから、登録5周年記念事業としてデジタルスタンプラリー（以下、「スタンプラリー」という。）を実施し、エリア内の自然や文化の名所に足を運んでもらうことで普及啓発につなげる。

## 2 業務の概要

### (1) 件名

甲武信ユネスコエコパークデジタルスタンプラリー開催業務

### (2) 内容

別紙「甲武信ユネスコエコパークデジタルスタンプラリー開催業務委託 仕様書」のとおり。

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

### (4) 予算上限額

金3,326,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

## 3 企画提案に係るスケジュール

募集開始	令和6年6月11日（火）
参加申込書及び質問票提出期限	令和6年6月26日（水）
企画提案書提出期限	令和6年7月3日（水）
プレゼンテーション審査	令和6年7月10日（水） 予定
結果通知	令和6年7月11日（木）以降

## 4. 参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 参加申込書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 参加資格

ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

エ) この公告の日から審査結果の通知日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。

オ) 過去5年以内に、国、地方公共団体、公益法人からの同種または類似の業務を受託した実績を有する者であること。

カ) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

キ) 当協議会との打ち合わせ等を迅速に対応できる事業者又は法人等であること。

## (2) 参加申込書及び添付書類

次に掲げる参加申込書及び添付書類を、各1部（ウ）のみ8部）提出すること。

ア) 参加申込書（様式1）

イ) 会社概要等整理票（様式2）

ウ) 会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）

エ) 同種・類似業務実績整理表（様式3）

オ) 実施体制表（様式4）

カ) 業務担当者（主たる担当者）調書（様式5）

キ) 財務諸表の写し（直近のもの）

ク) その他、協議会が必要と認める書類（指示があった場合のみ提出）

## (3) 参加申込書の提出期限

令和6年6月26日（水）午後5時

提出は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

※平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日以外を指すものとし、以下同様とする。

## (4) 提出場所

後述の「10. 問い合わせ・提出先」のとおり

## (5) 提出方法

持参または郵便により行い、上記の期限までに必着のこと。

## 5. 質問

### (1) 質問方法及び送付先

質問票（様式6）に記載し、電子メールにて送信すること。

送付先のメールアドレスは、後述の「10. 問い合わせ・提出先」のとおり

### (2) 受付期限

令和6年6月26日（水）午後5時

### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、参加申込者すべてに対し電子メールにて行う。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者に対してのみメール等により回答することがある。

### (4) その他

電話や口頭での質問には応じない。なお、本企画提案に関連のない質問や本企画提案の公平性が保てないと判断した場合には、回答しないことがある。

## 6. 企画提案書・見積書

企画提案書は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

### (1) 企画提案書(様式7)

- ア) A4判、縦型、横書き、左綴じ(A3折込可)、ページ数制限なし。
- イ) 日本語表記で12ポイント以上とする。
- ウ) 委託予定事項の想定作業スケジュールを示すこと。
- エ) 提案内容には次の事項を含めること。
  - ・スタンプラリーに関する広報、情報発信の方法
  - ・スタンプラリーシステムの概要

### (2) 見積書

様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。また、見積額は予算上限額の範囲内とすること。

### (3) 提出部数及び提出方法

- ア) 企画提案書：正本1部、副本7部
  - イ) 見積書：正本1部、副本7部
- 持参または郵便により、期限までに必着のこと。

### (4) 提出期限

令和6年7月3日(水)午後3時

提出は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(最終日のみ午後3時までとする)

### (5) 提出先

後述の「10. 問い合わせ・提出先」のとおり

## 7. 審査・結果通知等

### (1) プレゼンテーション審査

期 日：令和6年7月10日(水) 予定

場 所：別途連絡

時 間：別途連絡

その他：

- ・プレゼンテーション15分、質疑応答10分程度の予定とする。
- ・プレゼンテーションの参加人数は4名までとする。
- ・プロジェクター及びスクリーンは当協議会で用意するが、自前のプロジェクターの持ち込み可。また、プロジェクターの使用は任意とする。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

### (2) 審査・結果通知

- ア) 企画提案書及び企画提案のプレゼンテーションの内容及び経費について、別紙「審査基準」より総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。
- イ) 審査終了後、選定の如何に関わらず、提案者にはそれぞれの審査結果を通知する。
- ウ) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

### (3) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

- ア) 本要項の応募資格のいずれかを満たさなくなった場合。
- イ) 提出書類が所定の期限までに整わなかった場合。

- ウ) 見積額が予算上限額を上回っている場合。
- エ) 提出書類の内容に虚偽、不正又は本要項の定めに違反する記載があった場合。
- オ) 誤字・脱字等により提出書類の必要事項が確認できない場合。
- カ) その他不正な行為があった場合。

## 8. 契約に関する事項

- ア) 第1順位の委託候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1順位の委託候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。
- イ) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持する。
- ウ) 仕様書は、企画提案の内容を踏まえ、変更する場合がある。
- エ) 企画提案書に記載された事項は、仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的のため必要な場合は、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- オ) 契約保証金は免除する。
- カ) 契約を締結するまでの間、本要項の定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。

## 9. その他

- ア) 企画提案に関する説明会は開催しない。
- イ) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ウ) 提出書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、当事務局が補正を求めた場合、又は補足資料の提出を認めた場合は、この限りではない。
- エ) 提出された書類等は返却しない。
- オ) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- カ) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象を使用した結果生じた責任は、原則として提案者が行うものとする。
- キ) 提案者が本企画提案に要した一切の費用については、すべて提案者自身の負担とする。
- ク) 受託事業者を選定された場合は、当事務局の担当者と密接な連絡・調整を行いながら業務を進めるものとする。
- ケ) やむを得ない理由により、配置予定担当者が業務完了までの間に変更になる場合は、事前に当事務局の了承を得ること。

## 10. 問い合わせ・提出先

甲武信ユネスコエコパーク推進協議会 事務局

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁北別館4階  
(山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課内)

電話番号 055-223-1634 (直通)

FAX番号 055-223-1781

質問送付先 メール: shizen@pref.yamanashi.lg.jp

## 審査基準について

下表の基準に従って審査員が、企画提案書等について評価の観点をもとに評価した内容点を合計したものを審査点（50点満点）とする。最終的に各審査員の審査点を合計して総合点を算出し、最高得点を得た者から順位を付けるものとする。ただし、順位決定を行う際に、同位の提案書が複数ある場合は、審査員の多数決により順位を決定する。

なお、審査員1名以上が内容点の評価項目のうち1項目でも評価点1点以下（5点満点の場合は0点）とした場合又は審査点が25点未満の場合は失格とする。

評価項目	評価の観点	配点
企画・実施・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>モバイル端末を活用したスランプリースystemが、参加者にとって利用しやすいか。</li> <li>10市町村の周遊促進につながる提案がなされているか。</li> </ul>	5点×3 =15点
広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの参加者を確保できる広報計画となっているか。</li> <li>甲武信ユネスコエコパークの認知度を向上させ、参加意欲を喚起する広報内容となっているか。</li> </ul>	5点×3 =15点
独自提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>独自提案の内容は、独自性があり、効果的であるか。</li> </ul>	5点×2 =10点
受託実績、見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>類似業務の受託実績があり、業務の遂行に有益な知見、ノウハウを有していると判断できるか。</li> <li>委託費総額、人件費等の見積金額は妥当であるか。</li> </ul>	5点
スケジュール、実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業務のスケジュールは適切か。</li> <li>業務実施にあたり、実施体制と管理体制が整っており、事業を効果的に運用できる体制か。</li> </ul>	5点

### <参考>評価の基準について

内容点の各評価項目における評価基準は、次のとおりとする。

- ・優れている／期待できる (5点)
- ・やや優れている／やや期待できる (4点)
- ・どちらとも言えない (3点)
- ・やや劣る／あまり期待できない (2点)
- ・劣る／期待できない (1点)
- ・要求水準を満たしていない (0点)